

インターネット公有財産売却のご案内

KSI 官公庁オークション

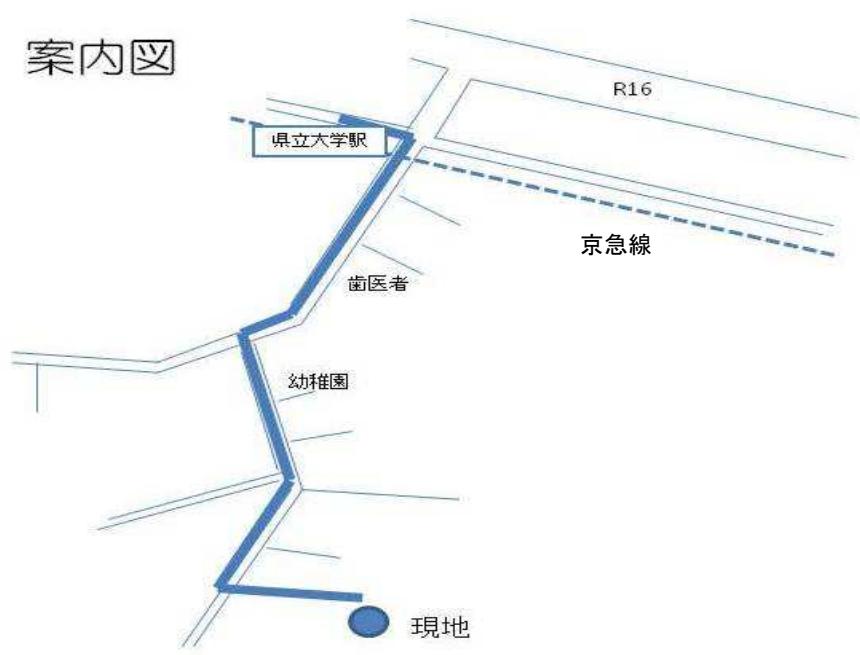
富士見配水タンク跡地 536.24 m²

(平成 16 年測量時)

最低売却価格 2,050,000 円



案内図



売主：横須賀市上下水道局（用地管理課 TEL046-822-8384）

〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地

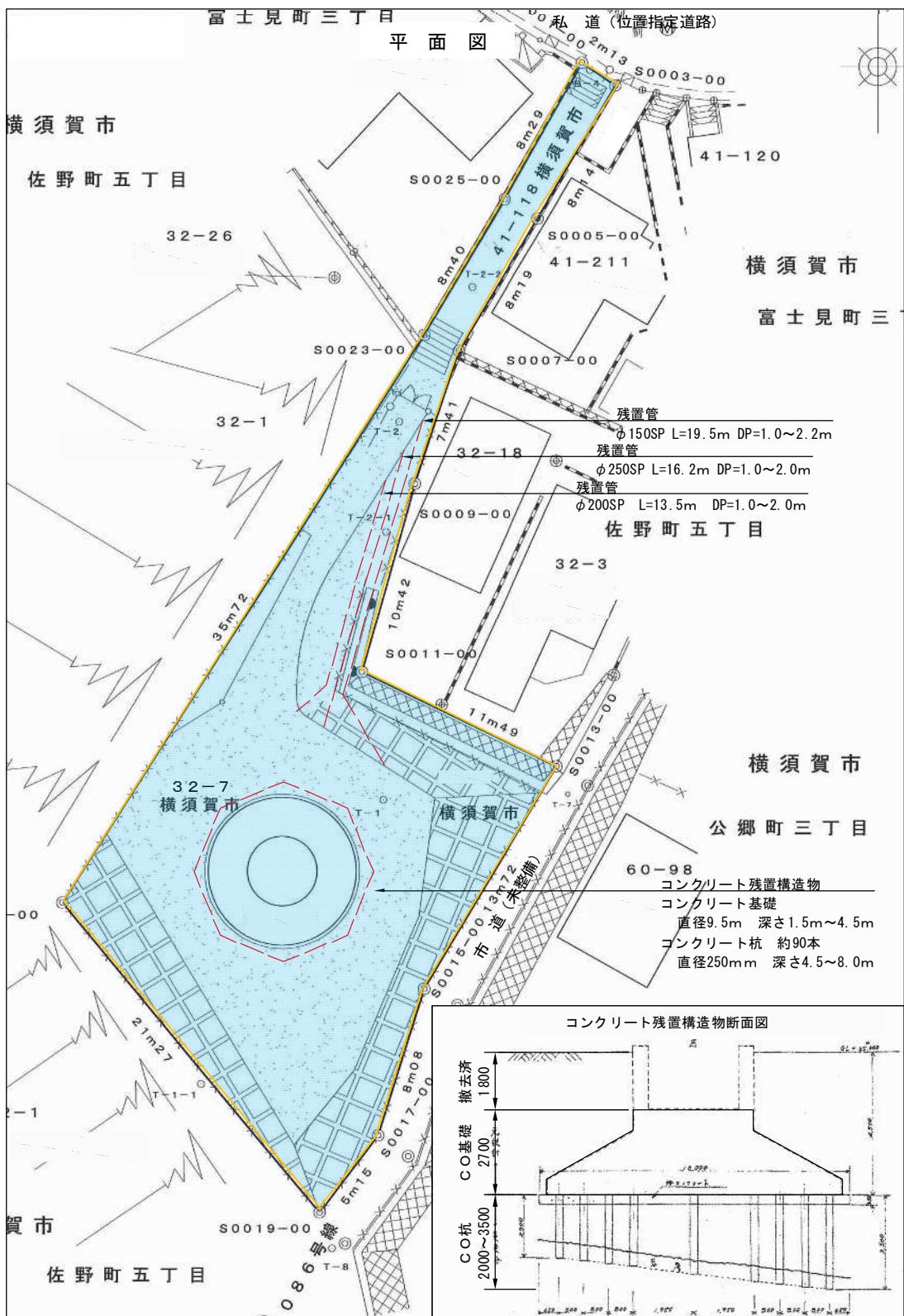
横須賀市上下水道局 売却情報で検索

<https://www.yokosuka.kanagawa.jp/6760/kyokuyuuti/fujimisou2.html>

広域案内図



平面図



※本物件に駐車場はありません。
※本物件は傾斜地を含んでいます。

物件調書		最低売却価格 2,050,000 円		入札保証金 100,000 円				
所在（地番）	敷 地：佐野町5丁目32番7 雜種地（公簿502m ² ） 取付路：富士見町3丁目41番118 雜種地（公簿33m ² ）		実測	536.24 m ²				
住居表示	未実施		形 状	平面図のとおり				
接面道路の幅員及び構造	北側：舗装私道（位置指定道路幅員約5.5m）に取付路2.13mが接面 東側：未整備市道1086号（幅員約1.9m）に敷地宅盤下（高低差約2m）26.9mが接面							
法令等に基づく制限	都市計画法 建築基準法	市街化区域						
		用途地域	第1種中高層住居専用地域					
		建ぺい率	60%	容 積 率	200%			
		その他規制	第1種高度地区、準防火地域					
その他	宅地造成工事規制区域、屋外広告物規制第2種禁止地域							
制限特約事項	暴力団事務所等に供するための使用、転売、権利設定を禁止する							
私道の負担等に関する事項	私道負担の有無	無	負担の内容	—				
	道路後退の有無	無	負担の内容	—				
供給処理施設の状況	種 別	事 業 所 名		電話番号				
	電 気	可	東京電力エナジーパートナー株式会社 カスタマーセンター		0120-995-001			
	上 水 道	可	横須賀市上下水道局技術部 給排水課 給排水審査係		046-822-8625			
	下 水 道	可						
	都市ガス	無	—		—			
交 通 機 関	京急本線「県立大学」駅約1.5km（徒歩約18分）							
参考事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本物件に駐車場はありません。 ・ 敷地の一部、取付路の法面擁壁下に、廃止水道管（SP200mm約13.5m、SP250mm約16.2m、SP150mm約19.5m）が未撤去で埋設残置されています。 ・ 敷地中央にタンク基礎構造物が未撤去で埋設残置されています。 ・ 前面私道から取付路（幅員約2m、延長約18m）を介して敷地に至ります（旗竿地）。 ・ 取付路には、2か所に階段（5段、10段）が設置されています。 ・ 前面私道は位置指定道路に指定されており、建築基準法上の接道扱いになりますが、共有持分を有していないため、掘削等を行う際は土地所有者の承諾が必要です。 ・ 公共下水道排水区域ですが、前面道路の下水道管は私設下水道です。 ・ 敷地への給排水接続用として、取付路入口に給水管25mm、排水管150mm、雨水枠が設置されています。 ・ 水道の給水圧が低いため、敷地への給水にはポンプ等の補助設備が必要です。 ・ 敷地および隣地への給電のため、取付路入口付近の私道上および取付路内に電柱、それらを経由する架空線が敷設されています。 ・ 本物件は傾斜地を含んでいます。隣接法面から立木が越境しています。 							

※物件調書は、物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ずご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

【富士見配水タンク跡地インターネット公有財産売却】の流れ

1. 申込受付、入札 (KSI 官公庁オークションを利用)

※KSI 官公庁オークション ID を取得（無料）して下さい。

KSI 官公庁オークション URL <https://kankochou.jp>

■仮申込：令和8年1月14日（水）午後1時～令和8年2月3日（火）午後2時

K S I 官公庁オークションにて入札参加 仮申込をして下さい。

申込前に「横須賀市上下水道局インターネット公有財産売却ガイドラインおよび誓約書」の内容に同意していただく必要があります。入札参加仮申込完了後、申込時に登録したメールアドレスに「仮申込完了メール」が届きますので、引き続き入札参加本申込をお願いします。

■本申込：令和8年2月10日（火）まで

上記期間内に到着するよう横須賀市上下水道局用地管理課に下記書類を送付し、

入札保証金10万円を納付して下さい。（落札者以外は後日返金します）

- ・入札参加申込書兼誓約書（局ホームページから書式をダウンロード）
- ・役員名簿（個人の場合は不要）（局ホームページから書式をダウンロード）
- ・住民票（法人の場合は登記事項証明書）（発行から3か月以内のもの）
- ・印鑑登録証明書（発行から3か月以内のもの）

※入札保証金は銀行振込みにより納付して下さい。振込手数料は申込者の負担となります。

■共同購入する場合、共同参加者全員分の入札参加申込書兼誓約書を提出してください。そのうち代表者の申込書には、代表者欄にチェックを入れ、入札保証金返金口座欄は代表者のみ記入してください。

■入札：令和8年2月17日（火）午後1時～令和8年2月24日（火）午後1時

「入札参加申込（本申込）完了メールの着信を確認後、K S I 官公庁オークションにて入札額を入力して下さい。入札は入札参加申込が完了したK S I 官公庁オークション ID でのみ行えます。

■所有権移転に必要となる登録免許税(331,200円)は落札者の負担となります。



2. 落札決定および契約

■開札

令和8年2月24日（火）午後1時以降に開札を行い、落札者を決定します。

■契約

令和8年3月24日（火）午後2時までにご来庁のうえ契約手続きをお願いします。

売買契約締結と同時に売買代金全額を納付していただきます。

入札保証金を売買代金に充当しますので、契約日には売買代金との差額を納付してください。
なお、入札保証金はその受入期間について利息を付しません。

※お持ちいただくもの

- ①実印
- ②契約書貼付用の収入印紙
- ③登録免許税額の収入印紙（所有権移転登記申請用）
- ④売買代金

（入札保証金を売買代金に充当しますので、契約日には売買代金との差額をご用意ください）



3. 所有権移転・引渡し・登記

■所有権移転・引渡し

売買代金が完納されたときに所有権移転し、同時に現状有姿で引渡します。

売買代金は契約締結と同時に横須賀市上下水道局が発行する納入通知書により納付してください。

■登記手続

上下水道局が申請を行いますが、申請に用いる登録免許税額の収入印紙をご負担頂きます。

契約時に持参してください。

※金融機関等からの借入のため抵当権を同時設定する場合は早めにお知らせください。

「富士見配水タンク跡地」入札参加申込書兼誓約書

令和 年 月 日

横須賀市上下水道事業管理者（あて）

入札に参加したく、横須賀市上下水道局インターネット公有財産売却ガイドラインの内容を了承のうえ申し込みます。

また、入札参加資格を充足していることについて以下のとおり誓約いたします。

この資格を満たしていないことが判明した場合には、当該事実に関して横須賀市上下水道局が行う一切の措置について異議の申立てをいたしません。

誓 約 書

私は、地方自治法施行令第167条の4第1項第1号（当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者）及び第2号（破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者）並びに横須賀市暴力団排除条例第2条第2号から第5号までのいずれか並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体及びその役職員又は構成員に該当する者ではありません。

※入札申込者の印は、印鑑登録された印（実印）をご使用ください。

住 所 (所 在 地)	(〒 -)		
電 話 番 号	— —		(担当者)
(フリガナ) 氏 名 (法人名・代表者名)	印		
入札保証金を返還する際は下記の口座へ返還してください。			
金融機関名			支店名
<input type="checkbox"/> 普 通 <input type="checkbox"/> 当 座	口座 番号		(カタカナ) 名義

□共同購入代表者

※複数の申込者による共同購入は、全員が本書を記入し、一緒に提出してください。

代表者は、上記□にチェックしてください。

共同購入の場合、契約は連名、所有権移転は共有名義で行います。

【法人用】

(あて先)横須賀市上下水道事業管理者

役 員 名 簿

所在地	
名称等 及び 代表者名	印

※登録印を押印してください。

※法人の登記事項証明書に記載されている役員全員について記入してください。

※氏名の欄には必ずフリガナを記入してください。

役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日	性別	住所
	() T S 年 月 日 H	男・女		
	() T S 年 月 日 H	男・女		
	() T S 年 月 日 H	男・女		
	() T S 年 月 日 H	男・女		
	() T S 年 月 日 H	男・女		
	() T S 年 月 日 H	男・女		
	() T S 年 月 日 H	男・女		

土地売買契約書

売扱人横須賀市上下水道局（以下「甲」という。）と買受人（落札者）（以下「乙」という。）とは、次のとおり土地の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（目的）

第2条 甲は、末尾記載の土地（以下「売買土地」という。）を乙に売り渡し、乙はこれを買い受ける。

（売買代金及び支払方法）

第3条 売買代金は、金〈落札額〉円とし、乙は本契約締結と同時に甲の発行する納入通知書により納付しなければならない。

2 前項の売買代金のうち、金〈入札保証金納入済額〉円は入札保証金から充当する。
ただし、この入札保証金は、その受入期間について利息を付さない。

（所有権の移転時期）

第4条 売買物件の所有権は、乙が売買代金の全額を納付した時に乙に移転する。

（登記）

第5条 甲は、前条の所有権が移転した後、すみやかに所有権移転登記を嘱託する。

2 前項の登記に要する登録免許税等の経費は、乙の負担とする。

（引き渡し）

第6条 売買土地の引き渡しは、所有権移転をもってその時の現状有姿のまま乙に引き渡すものとする。

（契約不適合責任）

第7条 乙は、本契約締結後、売買物件に数量の不足その他契約内容に適合しないことが判明した場合であっても、甲に対し、追完（修補）請求、売買代金減額請求、損害賠償請求及び契約の解除をすることができないものとする。ただし、乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者である場合は、第6条に定める引渡しの日から2年間は、甲は協議に応じるものとする。なお、甲の責任の範囲（賠償額）は、売買代金の額を限度とする。

2 売買土地の土壤汚染の状況については、法令に基づく調査・報告義務がないため調査を行っておらず、土壤汚染の有無については不明である。引渡し後に土壤汚染が判

明した場合であっても、その対策費用は乙の負担とする。

- 3 売買土地には廃止した給水タンクに関する基礎構造物などの設備が残置埋設されているが、埋設物の状況調査は行っておらず、甲はこれらのものを撤去せず、乙に現状で引渡しを行う。引渡し後に埋設物により障害が生じてもその対策費用は乙の負担とする。

(公序良俗に反する使用の禁止)

第8条 乙は、売買物件を横須賀市暴力団排除条例（平成24年横須賀市条例第6号）

第2条第2号に規定する暴力団の事務所その他これらに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら売買物件を第三者に譲渡し、若しくは売買物件について地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定してはならない。

- 2 甲は、乙の前項に定める公序良俗に反する使用等に関して、甲が必要と認める場合、実地を調査することができる。
- 3 乙は、甲から要求があるときは、売買物件の利用状況を証する登記事項証明書その他の資料を添えて売買物件の利用状況等を甲に報告しなければならない。
- 4 乙は、正当な理由なく、第2項に定める実地調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は前項に定める報告を怠ってはならない。

(違約金)

第9条 乙は、前条に定める義務に違反したときは、金（売買代金の10/100）円を違約金として甲に支払わなければならない。

- 2 前項の違約金は、第12条に定める損害賠償額の予定又はその一部としない。

(契約の解除)

- 第10条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除できる。
- 2 甲は前項の規定により、契約を解除したときは乙が本契約のために要した経費及び甲が本契約を解除したことにより生じた乙の損害について、一切その責めを負わない。
- 3 甲は、第1項の規定により、解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該売買代金には利息を付さない。
- 4 甲は、第1項の規定により、解除権を行使したときは、乙が負担した契約の費用、売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。
- 5 甲は、本条の規定により売買代金を返還する場合において、乙が本契約に定める違約金又は損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還金の全部又は一部と相殺する。

(原状回復)

第11条 乙は、甲が前条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原

- 状回復させることができないと認めたときは、現状のまま返還することができる。
- 2 売買物件の返還時、当該売買物件内に残置した物は全て甲の所有に属し、これにより乙が損害を被っても、乙は、甲に対し何らの請求をすることができない。
 - 3 乙は、第1項ただし書の場合において、売買物件が滅失又は毀損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により毀損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えていた場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。
 - 4 乙は、第1項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記に要する書類を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

- 第12条 乙は、本契約に違反したため甲に損害をlictedときは、その損害に相当する金額を損害賠償金として、甲に支払う。
- 2 甲は、第10条の規定により売買代金を返還する場合において、乙が本契約に定める違約金又は損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還金の全部又は一部と相殺する。

(公租公課)

- 第13条 この契約に起因して賦課される公租公課で、乙を義務者として課されるものについては、乙の負担とする。

(契約費用)

- 第14条 本契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(信義則)

- 第15条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行するものとする。

(管轄裁判所)

- 第16条 本契約について、訴訟等が生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄区域とする横浜地方裁判所横須賀支部を第一審の裁判所とする。

(協議事項)

- 第17条 本契約に関し疑義があるとき、又は本契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 横須賀市小川町11番地
横須賀市
横須賀市上下水道事業管理者
上下水道局長

印

乙 〈落札者 住所氏名〉

印

土地の表示

所 在	地 番	地 目	公簿地積	実測地積
佐野町五丁目	32番7	雑種地	502 m ²	536.24 m ²
富士見町三丁目	41番118	雑種地	33 m ²	